

平成18年9月4日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより平成18年9月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付しております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成18年8月25日付、橋総第78号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案64件が送付されております。議案は、お手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、平成17年度橋本市土地開発公社決算報告書、平成17年度財団法人橋本市文化スポーツ振興公社事業報告書、収支決算報告書の提出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしております。

次に、監査委員から、平成18年8月9日付、橋監委第50号をもって例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成18年6月1日から8月31日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま

す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において23番 富岡君、24番 上久保君、32番 井上君の3人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（上田順康君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月29日までの26日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 認定第1号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第66 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について までの64件

○議長（上田順康君）日程第3 認定第1号 平成17年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第66 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について までの64件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

本日、9月定例市議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆さまにはご多用の中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

遅れていた真夏の太陽も、8月初旬より日本列島に灼熱の恵みを降り注いでおります。もうしばらくの間、厳しい残暑が予想されますが、9月1日でございましたか、相当な降雨がございまして、農作物は一安心というところでございます。

本日より9月29日までの26日間にわたって定例市議会を開催いただき、ご審議を賜ることとなっておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

早いもので、本年3月1日、合併以来ちょうど6カ月が経過いたしました。この間、議会での真摯な議論、貴重なご意見、ご指導をちょうだいする中、紀の川祭、かっぱ祭など、夏の大きなイベントをはじめとする諸行事を、市民と議会と行政が一体となって取り組み、成功させてまいりました。ご協力に対し、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、これまで職員の意識改革というご意見を議員各位や市民の方からよく耳にするとところでございますが、その見地から8月は研修セミナーと位置づけまして、これまでの研修に加え、管理職員、課長補佐、係長職員、一般職員と階層別に、それぞれの職階に見合った研修を交替で実施するとともに、ふだん話す機会の少ない若手職員との懇談会を勤務時間終了後、市長室におきまして、今まで5回にわたり私の市政に対する考え方と公務員としてのあるべき姿をお話する一方、若い職員の斬新な考えや、アイデアをお聞きする意見交換会の場を持っているところでございます。

また、毎年9月1日は防災の日でございますが、本年の防災訓練は、その前日の8月31日に管理職員と管理職員以外の希望の方を対象に、早朝より国城山頂への登山を実施いたしました。この目的は、市職員として危機管理意識を持って業務を行うことの重要性を再認識し、市内90%を展望できる場所から下界を調査し検討を加え、市民の安全と有事の際の処理能力と、災害に対応できる体力づくりを目的に行ったところでございます。地元の方による炊き出しもいただき、無事終了をいたしました。この防災訓練に関して、一部の部課長職員の中には、陰で不満を漏らす声も聞いてございますが、私はあえてそのような職員にこそ最も欠如している厳しさを植えつけたいと考え、実行いたしましたところであります。今後も目的意識をしっかりと職員に持たせ、この体験は職員の意識改革の入り口であると位置づけ、今後とも積極的に続けてまいりたいと考えております。

あと2点ほど、この場をお借りいたしまして、ご報告させていただきたい事項がございます。

1点目は、東京橋本会の結成でございますが、これは東京及びその近郊に在住する橋本市出身者及び橋本市に縁故のある者で、相互の親睦を図り、郷土橋本市の発展にご協力いただくという目的で設立するものでございまして、7月27日に設立準備会のため上京いたしました。設立総会は本年11月中旬をめどに準備を進めているところでございます。設立の後は、私の最重要課題でございます企業誘致の情報提供をはじめ、本市の商工あるいは経済発展のため、一層のお力添えをいただきたいと願っておる次第であります。議員各位におかれましても、設立に向けご協力のほどよろしくお願いをいたします。

2点目でございますが、既にご承知と存じ

ますが、本年7月3日に本市は、地域再生計画、竹織のまち橋本再生計画のまちに認定されました。全国シェア90%を誇る地域を代表するパイル織物と紀州へら竿につきましても、地域経済の低迷を受けて大変厳しい状況におかれておりますが、本計画に基づき、伝統産業など地場産業に係る人材育成や、新しい地場産業による雇用創出の中核となる人材育成などの事業を実施するものでございます。

7月27日に総理官邸において、小泉内閣総理大臣から認定書を直接いただきました。

以上、6月定例議会以降のご報告とさせていただきますとともに、議員の皆さま方の引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、続いて、提案する議案につきましてご説明をさせていただきます。

今議会には、平成18年3月1日に旧橋本市と旧高野口町が合併したことにより、合併前の橋本市の各会計決算認定案件16件、高野口町の各会計決算認定案件12件、合併後の平成17年度橋本市の各会計決算認定案件16件、平成18年度各会計補正予算案件8件、条例関係4件、その他市章の制定など8件、合わせて64件を上程いたしております。

認定第1号から認定第16号までは、平成17年4月1日から合併前の平成18年2月28日までの橋本市一般会計、特別会計、企業会計決算でございます。

まず、認定第1号については、平成17年度橋本市一般会計決算の認定に関するものであります。その概要は、歳入総額142億2,928万2,631円、歳出総額140億789万7,366円、歳入歳出差し引き額2億2,138万5,265円となり、差し引き黒字分は、決算剰余金として平成17年度新市の歳入に組み入れることとなります。

特に、2月末の合併ともなりますと、国、県補助金や地方債のほとんどは出納閉鎖期間

の5月に納付されることから、当然歳入より歳出のほうが上回り、その資金不足を一時借入金などで補填することになります。旧橋本市では、財政調整基金繰入金13億1,200万円を当初予算編成時から予算化しており、そのうち11億円を取り崩すことで資金不足の補填を行いました。

認定第2号から認定第13号までは、旧橋本市の平成17年度各特別会計決算の認定をお願いするものであります。

続いて、認定第14号は、旧橋本市の平成17年度水道事業会計決算の認定についてでございます。

2月末決算におきましては、経常収益、費用が11カ月分の執行となり、3月に償還期日を迎える企業債償還額等が含まれないため、収支差し引き1,107万4,906円の純利益が生じております。

次に、認定第15号は、旧橋本市の平成17年度橋本市病院事業会計決算の認定についてであります。

2月末決算におきましては、入院、外来ともに大幅な収益増となりましたが、支出の増加も大きく、9億9,672万6,374円の純損失となっております。なお、この支出のうち8億9,159万9,084円は、現金の支出を要しない減価償却費でございます。

認定第16号は、旧橋本市の平成17年度橋本市指定訪問看護事業会計決算の認定を求めるものであります。

平成18年2月末までの訪問看護事業利用状況は、登録者数194人、延べ利用者数5,749人で、232万2,902円の純利益が生じてございます。

続きまして、認定第17号から認定第28号までは、平成17年4月1日から合併前の平成18年2月28日までの高野口町一般会計、特別会計、企業会計決算であります。

まず、認定第17号、平成17年度高野口町一般会計決算の認定についてでございますが、その概要は、歳入総額が46億1,299万466円、歳出総額が50億218万5,351円で、歳入歳出を差し引きいたしますと、3億8,919万4,885円の赤字となります。これも、国、県補助金や地方債のほとんどが出納閉鎖期間の5月に納付されることから生じる資金不足であり、高野口町では、その補填のために一時借入金と財政調整基金や土地開発基金などの基金からの繰りかえ運用を行い、収支の調整を行っております。

なお、一時借入金の金融機関への返済及び基金繰りかえ運用分の基金への戻し入れについては、合併後の新市において速やかに処理をいたしてございます。

次に、認定第18号から認定第27号までは、高野口町の平成17年度各特別会計決算の認定をお願いするものであります。

続いて、認定第28号は、平成17年度高野口町水道事業会計決算の認定についてでございます。

2月末決算におきましては、経常収益、費用が11カ月分の執行となり、橋本市水道事業会計決算と同様、3月に償還期を迎える企業債償還額等が含まれないため、収支差引き1,502万4,142円の純利益が生じております。

認定第29号から認定第44号までは、合併後の新市の平成17年度各会計決算の認定をお願いするものでございます。

まず、認定第29号、平成17年度橋本市一般会計決算の認定についてであります。

この決算は、合併前の旧市、旧町の議会においてそれぞれ審議いただいた平成17年度両市町予算のうち、平成18年3月から出納閉鎖の5月末までの期間に、平成17年度分として収入または支出をするため編成した暫定予算の決算でございます。

その概要は、歳入総額が54億1,304万4,874円、歳出総額が53億4,493万1,775円で、歳入歳出差し引き額が6,811万3,099円となり、このうち翌年度への繰越事業の財源に3,715万円を要しましたので、差し引き実質収支は3,096万3,099円の黒字となります。この実質収支のうち、地方自治法第233条の2、ただし書きの規定により、剰余金の全部または一部を翌年度へ繰り越さないで、基金に編入することができることから、2,000万円を平成18年度財政調整基金積立金として処理をいたしてございます。

認定第30号から認定第41号までは、合併後の橋本市一般会計決算と同様、各特別会計暫定予算の決算であり、議会の認定をお願いするものであります。

続いて、認定第42号は、平成17年度合併後の橋本市水道事業会計決算の認定を求めるものであり、1カ月分の減価償却費や企業債償還の3月支払分が費用の大半を占め、収支差引き7,590万7,943円の純損失が生じてございます。

次に、認定第43号は、平成17年度合併後の橋本市病院事業会計決算の認定についてであります。

3月末決算におきましては、2億7,036万5,397円の純損失となっております。なお、支出のうち、減価償却費8,105万4,459円及び繰り延べ勘定償却費3,317万9,033円は、現金の支出を要しない費用でございます。

認定第44号は、平成17年度合併後の橋本市指定訪問看護事業会計決算の認定についてであります。

3月末の利用状況は、登録者数195人、延べ利用者数605人で、320万6,457円の純損失となっております。

以上が、平成17年度旧橋本市、旧高野口町及び橋本市の各会計決算の概要でございます。

なお、決算の内容につきましては、監査委員の決算審査意見書と主要施策成果報告書を合わせて提出しておりますので、ご照覧の上ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号から議案第8号までは、平成18年度の一般会計及び各特別会計の補正予算であります。

議案第1号は平成18年度橋本市一般会計補正予算（第1号）であり、歳入の主なものを申し上げますと、減税による地方税の減収の一部を補填するため、国から交付される地方特例交付金が6,414万1,000円、地方交付税のうち普通交付税を9,447万5,000円増額補正したほか、国庫補助対象事業の実施や変更に伴う国庫支出金として4,379万4,000円、平成18年10月から県の施策である乳幼児医療制度の改正に伴い、県支出金993万9,000円をそれぞれ増額補正いたしました。

また、繰入金といたしまして、特別会計から1億520万2,000円を繰り入れることとしております。これは、平成17年度の国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の精算に伴い、同年度中に一般会計から両特別会計に繰り出した繰出金を返還処理するため、平成18年度で繰入金として予算計上したものでございます。

次に、市債でございますが、国庫補助金対象事業の実施や起債対象事業の変更に伴い、合併特例債の発行を4,340万円減額補正することといたしました。

また、歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、庁舎喫煙室設置工事費として140万円、西畑集会所新築補助金や城山台自治会等の集会所改修費として557万2,000円、菖蒲谷区や東名古曾区などの掲示板設置改修費として40万1,000円を計上いたしました。

なお、広域ごみ処理施設建設に伴う条件として、今年度で大野20区集会所を建設する計

画で進めておりますが、進入路となる大野19号線の進捗の遅れにより、今年度内での集会所完成が見込めないことから、債務負担行為として平成19年度にかけて支出することといたしましたので、本補正予算で6,155万円を減額いたしております。

民生費では、老朽化が進む宝湯の屋根修繕費に210万円、乳幼児医療費制度改正による扶助費増額分として1,997万3,000円、児童扶養手当の増額分1,800万円などを予算計上いたしております。

次に、衛生費では、本市の生ごみ堆肥を利用した「花と緑のリサイクル事業」の推進により、各家庭における生ゴミ処理機の普及も現時点で既に前年度年間実績に近づき、このまま推移すると市民からの補助金申請に対応できないことから、さらに200万円を追加することといたしました。また、清掃関係経費として、橋本・高野ロククリーンセンターの焼却炉改修工事や修繕費など、総額8,100万円も本補正予算に計上したほか、彦谷にある一般廃棄物最終処分場延命化調査委託料1,100万円や、広域ごみ処理施設条件工事の大野20区グートボール場整備費に652万7,000円を予算化いたしました。

商工費では、本予算編成時に工事請負費として予算化したやどり青少年旅行村の温泉掘削費を、温泉掘削後の湯量の結果いかんによる成功報酬払いとするため、温泉開発委託料として予算を組み替え実施することといたしました。

土木費の主なものといたしまして、伏原田原線整備に要する経費として1,834万1,000円、まちづくり交付金事業で前田邸の屋根改修を実施する経費として1,256万6,000円、市営住宅空き家修繕費など719万3,000円を計上いたしました。

次に、消防費では、小原田防災センターの

入り口段差解消のためスロープを設置する工事費180万円、教育費では、応其小学校、隅田中学校、高野口中学校の耐震診断委託料として併せて2,509万円、東部コミュニティセンターの車いす用段差解消器具などの購入費161万3,000円、運動公園内テニスコート、グラウンド照明電気設備修繕費241万8,000円などが主なものでございます。

以上、一般会計の9月補正予算額は2億7,642万4,000円で、本年度累計予算額は235億9,730万3,000円の規模となります。

続きまして、議案第2号 平成18年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、県内市町村の国保財政の安定化を図るため、平成18年10月に創設される保険財政共同安定化事業の拠出金として2億9,755万2,000円、退職者医療制度による療養給付費交付金の平成17年度精算に伴う返還金2,397万7,000円などを計上いたしました。

議案第3号 平成18年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、貸付資金の個人からの繰り上げ返済に伴い、市債も繰り上げ償還を行うものであります。

議案第4号 平成18年度橋本市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、老人医療給付費県費負担金の平成17年度精算に伴う返還金1,338万5,000円を計上いたしました。

議案第5号 平成18年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、消費税及び地方消費税の平成17年度分納付額が確定したため、374万2,000円を補正するものであります。

議案第6号 平成18年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、平成19年度で施工するゾーンの物件調査委託料3,000万円を計上いたしました。

議案第7号 平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、平成17年度一般会計繰出金の精算金9,076万8,000円、介護給付費国庫負担金等の精算による返還金5,284万5,000円などが主な補正であります。

議案第8号 平成18年度橋本市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、風呂のろ過装置修繕費14万7,000円などが主な補正であります。

議案第9号は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。これは、消防組織法の一部が改正され、条例中の引用条項に移動が生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、危険物施設には、製造所、貯蔵所及び取扱所がありますが、現在、橋本市に製造所はなく、今後の製造所設置許可等を考慮したものであります。なお、手数料につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に従い改正しております。

議案第11号は、橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。これは、応其集会所について、施設の老朽化により新たに建て替える必要が生じたため改正するものであります。

議案第12号は、橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、改正内容といたしましては、少子化対策として本年10月から出産育児一時金を現行の30万円から35万円に改めると、70歳以上の現役並み所得がある前期高齢者の方の一部負担金を3割負担とするものであります。

議案第13号から議案第15号までにつきましては、平成18年10月1日をもって橋本市章及び橋本市民憲章を制定し、橋本市の木及び花を指定するものであります。

議案第16号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市高野ロデイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、市道の認定についてであります。これは、清水西畑支線を新たに市道として認定するものであります。

選第1号から選第3号までについては、人権擁護委員のうち、朝本燾實子氏、大家健司氏及び丸山哲也氏がいずれも平成18年12月31日をもって任期満了となるのに伴い、引き続き各氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上、認定44件、議案17件及び選3件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案とさせていただきます。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

○議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明9月5日から9月10日までの6日間は、議案調査等のため休会とし、9月11日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

（午前10時06分 散会）